

高齢者補聴器支給等事業

現物支給または購入費を助成

区では高齢の方を対象に、補聴器の支給等事業を行っています。現物支給か購入費助成のどちらかを選択できます(1人1回限り)。申請する場合は、必ず事前に介護保険課在宅支援係にご連絡ください。

現物支給

申請受付後、要件を満たしている方へ補聴器検査依頼書をお渡しします。区内指定の耳鼻咽喉科で検査を受けてもらい、補聴器の支給が必要と判断した場合にその場で支給します。原則、自己負担はありません。

購入費助成

窓口または電話で購入費助成を希望した方に、診断書を兼ねた申請書を交付します。耳鼻咽喉科で補聴器が必要である旨の証明を受けて、検査表と共に申請してください。検査料等は自己負担となります。

知を送付します。決定通知を受領後、ご自身で補聴器を購入し、助成金を申請してください。審査後、補聴器本体の購入費用に対して3万円を限度に助成します。

- 支給後は、区役所で無料利用相談を行っています(修理の場合は実費負担)。
- 毎週金曜午前10時～11時半 ※休日・年末年始を除く
- 区内在住の65歳以上で在宅の方
- 障害者総合支援法による補聴器の支給を受けていない方
- 区で定める所得以下の方
- 過去に区から補聴器の支給を受けていない方

検査結果などの要件を満たしている方へ、購入費助成決定通知を送付します。

☎(3647)4319
FAX(3647)9466

区長コラム



江東区長 木村 弥生

「タイパ」と「モモ」

夏休み。図書館に足を運ぶ人も多いのではないのでしょうか。

私が初めて訪れた図書館は、父が行った旧城東図書館です。私は小学校3年生くらいで、「ふかふかウサギ」という本を借りました。ふだん忙しくてほとんど家族と過ごす時間もなかった父が、なぜ私を図書館に連れて行ったのか、いま振り返っても謎ですが、何かの事情で私の面倒を見なくてはならなくなり、本好きな子どもだったので図書館でも連れていけばおとなしくしているだろうと目論んだのではないかと推測しています。

さて、最近「タイパ」という言葉を見聞きすることが多くなりました。「タイパ」とは、

主に若い世代を中心に使われている「時間対効果(タイムパフォーマンス)」の略語です。「費用対効果(コストパフォーマンス)」に対し、タイパは時間をどう合理的に使うか、たとえば動画の再生倍速視聴など(これは私も時々やります)、必要な情報をいかに効率よく収集するかが重視されます。

私は「タイパ」という言葉を聞くと、いつもミヒヤエル・エンデの『モモ』という児童書を思い出します。「時間」を人間に倏約させることで、世界中の余分な「時間」を独占しようとする「灰色の男たち」(時間どろぼう)に、モモという名の不思議な少女が立ち向かうお話です。『モモ』は50年ほど前の作品ですが、いま読んでみても普遍的なテーマだと思えます。興味をもたれた方、どうぞ、この夏休みに区内の図書館に足を運んで読んでみてください。「タイパ」よく要約だけ読むのではなく、ぜひ物語の醍醐味、想像の世界をじっくりと味わっていただきたいと思えます。

8月は「道路ふれあい月間」

気持ちいい道路であらう(こころ)

道路には私たちの生活を支える身近で重要な役割があり、交通のためだけでなく、電気、ガス、上下水道などの「ライフライン」の設置場所としての役割もあります。

道路を広く、美しく、安全に利用するために、みんなで「ごみやタバコを捨てない」「自転車やバイクを放置しない」「勝手に物や看板を置かない」などのルールを守りましょう。

道路占用許可申請を忘れずに

道路上に物を設置する時は、道路法に基づく「道路占用許可申請」が必要です。「道路占用」

広告物を掲出する際は、屋外広告物許可のご相談を

建築物の壁面、屋上または自立のものなど、屋外に広告物を設置する際は、区への許可申請が必要な場合があります。自分の店舗や会社に名前や商標を表示する際も、表示面積の合計が10㎡を超える場合は許可申請が必要です。

また、広告物の落下等に対する安全性の確保が重要視されています。設置工事や維持管理が適切に行われないと、事故につながり、非常に危険です。屋外広告物の設置基準は条例により定められています。詳細はお問い合わせください。

管理課管理係
☎(3647)9627
FAX(3647)8454

年長児の親の家庭教育学級

後期コース「1年生になったら」

年長児の成長について理解を深め、小学校入学に向けての親の役割を学ぶ講座です。

時 9月2日、23日の土曜(全4回)午前9時45分～11時半
場 教育センター(東陽2-3-16)

区内在住の年長児の保護者20人(抽選)

区ホームページ、またははがきに①講座名②氏名(ふりがな)③住所④電話番号⑤一時保育希望者・子どもを同伴する方は、子どもの名前(ふりがな)・性別・生年月日を記入し、〒135-8383区役所地域教育課地域学習支援係へ

☎(3647)9676
FAX(3647)9274

幼児の親の家庭教育学級

秋コース「子どもとともに」

幼児期のこどもの成長や親の役割を学びます。講義や話し合い、情報交換、学級通信づくりなどを行います。

時 9月12日、10月24日の火曜(全7回)午前9時45分～11時半
場 青少年交流プラザ(亀戸7-41-16)

区内在住の幼児の保護者20人(抽選)

区ホームページ、またははがきに①講座名②氏名(ふりがな)③住所④電話番号⑤一時保育希望者・子どもを同伴する方は、子どもの名前(ふりがな)・性別・生年月日を記入し、〒135-8383区役所地域教育課地域学習支援係へ

☎(3647)9676
FAX(3647)9274

凡例 時日時 場所 集合 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 締切日 申し込み 問合先 HPホームページ Eメール